

昭和女子大学オープンアクセス方針

(趣旨)

- 1 昭和女子大学（以下「本学」という。）は、本学の教育・研究活動を通して得られた学術・研究成果等を、電子化での蓄積によって恒久的に保存するとともに、学内外へ無償で公開することにより本学の学術研究の発展に寄与し、社会に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針（以下「本方針」という。）を以下のように定めるものとする。

(学術・研究成果の公開)

- 2 本学は、本学において創出された学術論文（学術雑誌掲載論文、紀要論文、学会発表資料等）、学位論文（博士論文、要旨）等を本学教職員、大学院生等の学術・研究成果として、昭和女子大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、学術・研究成果の著作権は、本学には移転しない。

(適用の例外)

- 3 前項の規定にかかわらず、著作権、知的財産権に係る法令、学会等の投稿規約、商業出版社との契約条項等の理由でリポジトリによる公開が不適切である場合、その他、研究遂行上本方針と不都合が生じる場合は、本学は当該学術・研究成果を公開しない。

(学術・研究成果のリポジトリへの登録)

- 4 学術・研究成果の出版社版がリポジトリにおいて公開可能である場合、本学は当該出版社版をリポジトリに登録することができる。

(その他)

- 5 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議の上、定める。

(施行日)

- 6 本方針は、令和元年9月24日から施行する。